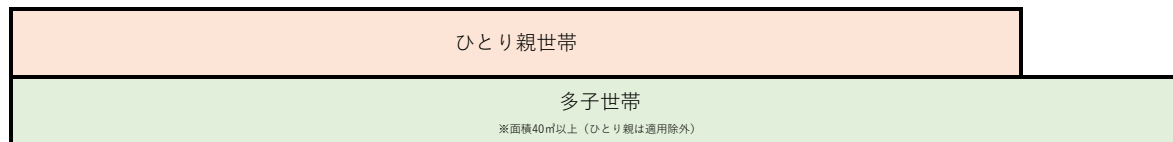


石川町における低廉化補助金額の例

公営住宅並み家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数

収入分位		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
政令月収上限（所得）		104,000 円以下	123,000 円以下	139,000 円以下	158,000 円以下	186,000 円以下	214,000 円以下	259,000 円以下	収入超過		
家賃算定基礎額		34,400	39,700	45,400	51,200	58,500	67,500	79,000	91,100		
市町村立地係数 = 0.7		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7		
規模係数 (㎡/65)	面積	公営住宅並み家賃（円）									
	<small>※小数点第2位以下切り捨て</small>	<small>※小数点第5位以下切り捨て</small>	<small>※千円未満の端数切捨て</small>								
	30㎡	0.4615	11,000	12,000	14,000	16,000	18,000	21,000	25,000	29,000	
	35㎡	0.5384	12,000	14,000	17,000	19,000	22,000	25,000	29,000	34,000	
	40㎡	0.6153	14,000	17,000	19,000	22,000	25,000	29,000	34,000	39,000	
	45㎡	0.6923	16,000	19,000	22,000	24,000	28,000	32,000	38,000	44,000	
	50㎡	0.7692	18,000	21,000	24,000	27,000	31,000	36,000	42,000	49,000	
	55㎡	0.8461	20,000	23,000	26,000	30,000	34,000	39,000	46,000	53,000	
	60㎡	0.923	22,000	25,000	29,000	33,000	37,000	43,000	51,000	58,000	
	65㎡	1	24,000	27,000	31,000	35,000	40,000	47,000	55,000	63,000	
	70㎡	1.0769	25,000	29,000	34,000	38,000	44,000	50,000	59,000	68,000	
75㎡	1.1538	27,000	32,000	36,000	41,000	47,000	54,000	63,000	73,000		
80㎡	1.2307	29,000	34,000	39,000	44,000	50,000	58,000	68,000	78,000		



※収入分位Ⅰの世帯が40㎡、家賃40,000円（共益費別）の住宅に入居する場合

14,000円	26,000円
入居者負担額（公営住宅並み家賃）	町補助額（賃貸人への補助）

※収入分位Ⅵの世帯が60㎡、家賃61,000円（共益費別）の住宅に入居する場合

43,000円	18,000円
入居者負担額（公営住宅並み家賃）	町補助額（賃貸人への補助）

※収入分位Ⅰの世帯が50㎡、家賃60,000円（共益費別）の住宅に入居する場合

18,000円	2,000円	40,000円
入居者負担額（公営住宅並み家賃）	補助超過分	町補助額（賃貸人への補助）

政令月収の算出方法

◎ 政令月収の算出

「(1) 世帯全員の総所得金額」から「(2) 世帯の控除額」を差し引き、12で割った額が政令月収となります。

$$\text{政令月収} = (\text{世帯全員の総所得金額} - \text{世帯の控除額}) / 12$$

(1) 世帯全員の総所得金額の算出

所得がある人全員分の総所得金額を合算します。

総所得の確認方法

○ 給与収入のみの方

- ・ 前年度の町民税・県民税所得課税証明書
- ・ 前年度の給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額決定通知書
- ・ 前年度の町民税・県民税税額決定・納税通知書

いずれかの総所得金額

○ 複数の収入がある方

前年度の町民税・県民税所得課税証明書の総所得金額

(2) 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1 給与所得等控除	給与所得または年金所得がある人	100,000 円× 人 <small>※所得が 10 万円以下の場合はその額</small>	円
2 同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000 円× 人	円
3 特定扶養控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満である方	250,000 円× 人	円
4 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者および扶養親族で 70 歳以上の方	100,000 円× 人	円
5 寡婦控除	所得がある寡婦※1 の場合	270,000 円× 人 <small>※所得が 27 万円以下の場合はその額</small>	円
6 ひとり親控除	所得があるひとり親※2 の場合	350,000 円× 人 <small>※所得が 35 万円以下の場合はその額</small>	円
7 障害者控除	申請者および同居親族並びに扶養親族の中に障がい者※3 がいる場合	270,000 円× 人	円
8 特別障害者控除	申請者および同居親族並びに扶養親族の中に特別障がい者※4 がいる場合	400,000 円× 人	円
合計（1 から 8 までの控除額の合計）			世帯の控除額合計 円

※1 夫と離婚または死別等後婚姻せず、扶養親族を有する（死別等を除く。）総所得金額が 500 万円以下の者

※2 現に婚姻しておらず、生計を同一にする総所得金額が 48 万円以下の子を有する総所得が 500 万円以下の者

※3 障がい者：身体 3～6 級、精神 2，3 級の障がい者手帳または療育 B の療育手帳を有する方

※4 特別障がい者：身体 1，2 級、精神 1 級の障がい者手帳または療育 A の療育手帳を有する方

【計算例】

家族構成 本人 総所得金額 200 万円（給与所得）
配偶者 総所得金額 150 万円（給与所得）
子ども（16 歳、14 歳、12 歳）

・世帯全員の総所得金額

本人の総所得金額 200 万円 + 配偶者の総所得金額 150 万円 = 350 万円

・世帯の控除額

1 給与所得等控除 10 万円×2 人（本人、配偶者）
+
2 同居及び扶養控除 38 万円×4 人（配偶者、子ども）
+
3 特定扶養控除 25 万円×1 人（16 歳の子ども）
↓
10 万円×2 + 38 万円×4 + 25 万円×1 = 197 万円

・政令月収

（世帯全員の総所得金額 350 万円 - 世帯の控除額 197 万円） / 12
= 12 万 7,500 円